

◎新潟県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 向原越後中里停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼郡湯沢町大字土樽字向原3064番8から	新	16.8～39.0メートル	211.9メートル
同郡同町大字土樽字向原3064番8まで	旧	16.8～32.6メートル	211.9メートル